

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)9月17日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えは、婚姻費用の分担の内容に係る紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要であるとはいえず、確認の利益を欠くものとして不適法であると判示（2025年9月4日最高裁）

参照条文等：家事事件手続法154条2項3号

キーワード：婚姻費用の分担 無効確認 確認の利益

【2】元韓国籍であるXがゴルフ場運営社団Yから元外国籍を理由に入会を拒否されたため、Yに損害賠償の支払を求めた事案で、外国籍の会員数に上限を設ける申合せがあったとしても、Xとの関係では入会拒否をする合理的な理由は認められないとして請求の一部を認容（2023年10月27日名古屋高裁）

参照条文等：憲法14条、人権B規約26条、人種差別撤廃条約1条、民法2条・709条

キーワード：外国籍 入会拒否 合理的理由

【3】協議離婚時に合意した未成年者の養育費を事情の変更により実情に合わせてその額を変更する場合、変更の始期については、養育費増額調停を申立てた時よりも後である各事情の変更がすべて生じた月とするのが相当であると判示（2024年11月21日東京高裁）

参照条文等：民法880条

キーワード：養育費 事情の変更 協議離婚

【4】転売禁止商品を購入し転売したYに対しネットショップ経営のXがYに対し違約金とともに、転売目的を秘した行為が詐欺に当たるとして損害賠償等を求めた事案で、XとYとの契約は民法548条の2第2項に該当し、転売目的との証拠もないとしてXの請求を棄却（2023年8月24日東京地裁）

参照条文等：民法5条2項・709条・548条の2、消費者契約法10条

キーワード：転売 違約金 損害賠償

【5】Xは自社商品を保管管理させていたY1に対し新たな委託先に商品の発送を指示したところY1がそれに従わなかったため、Y1に損害賠償を請求し、一方Y1は業務委託基本契約の中途解約としてXに違約金の支払を請求した事案で、Xの請求を認容し、Y1の請求を棄却（2024年4月22日東京地裁）

参照条文等：民法709条・715条・719条、会社法350条

キーワード：業務委託契約 中途解約 違約金

【6】日本の会社Y2が通関業者Y1を通じてXにタイのC3に売却した廃プラスチックの海上運送を依頼したところ、C3がコンテナを引き取らず貨物の注文の事実を否定したため、XがY1及びY2に対しコンテナ超過保管料の支払を求め、請求の一部が認容された事例（2024年8月1日大坂地裁）

参照条文等：民法548条の2

キーワード：荷主 海上運送契約 運送約款

【7】Xの夫であったAと婚姻関係の破綻の原因となった性行為類似行為を行ったYが、婚姻関係の破綻の直後に引き続いてAと性行為を行ったことにつき、婚姻関係破綻後の性行為についても不法行為責任を負うべき特段の事情があるとしてXの損害賠償請求を認容した事例（2025年1月30日東京地裁）

参照条文等：民法709条

キーワード：婚姻関係の破綻の原因 性行為 不法行為

（知的財産）

【8】Xが制作し販売するバンドスコアをY社がXに無断で模倣してバンドスコアを制作しこれをウェブサイトにおいて無料で公開し、Xの営業上の利益を侵害したとして、XがY社等に対し不法行為に基づく損害賠償請求等をし、請求の一部が認容された事例（2024年6月19日東京高裁）

参照条文等：民法709条、著作権法6条

キーワード：バンドスコア 公開 営業上の利益の侵害

【9】先発医薬品の特許権者等が、後発医薬品の製造販売等が特許権を侵害する旨の情報提供をすることは、不正競争防止法2条1項21号所定の不正競争に当たるとし、同法3条1項に基づく告知行為を差し止める仮処分命令を申立てたところ、その申立てが棄却された事案（2025年8月13日知財高裁）

参照条文等：不正競争防止法2条1項21号・3条1項

キーワード：先発医薬品 特許権侵害 告知行為

【10】「弾塑性履歴型ダンパ」なる特許権に基づく特許権侵害による損害賠償請求につき、原審は被告製品はいずれも本件各発明の技術的範囲に属しないとして特許権者である控訴人の請求を棄却したが、本判決は損害賠償請求の原因は理由があるとして控訴人の請求を認容（2025年8月27日知財高裁）

参照条文等：特許法70条2項

キーワード：特許権侵害 不法行為 技術的範囲

【11】控訴人が被控訴人に対する各特許権に基づく不法行為による損害賠償請求権等を有しないことの確認を求めた被控訴人の本訴請求を一部認容し、控訴人の反訴請求を棄却した原判決につき原判決は相当であって控訴人による控訴には理由がないとして棄却した事案（2025年9月8日知財高裁）

参照条文等：特許法70条2項

キーワード：特許請求の範囲 用語の意義 明細書の記載

（民事手続）

【12】請求異議の訴えについて請求棄却の判決が確定し、強制執行の停止を命ずる裁判が取消された場合、当該裁判に係る申立をした者に異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失がある時、債権者に対し損害賠償義務を負う（2025年9月9日最高裁）

参照条文等：民事執行法36条1項・22条

キーワード：強制執行停止の申立て 異議事由についての故意・過失 損害賠償

（刑事法）

【13】接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告において、原々裁判を是認した原

決定には刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があり、原決定を取消さなければ著しく正義に反すると認められるとして原決定を取消し、差戻した事例(2025年8月14日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法39条1項

キーワード:接見禁止の裁判 罪証隠滅のおそれ 具体的事情の調査

【14】学校給食の調理員Xが調理場に冷凍保存されていた廃棄前の食品を窃取したことを理由に懲戒免職処分と退職手当等の全部不支給処分を受けたところ、これらの各処分には裁量権の逸脱、濫用があり違法との主張をしてその取消しを求め、請求が認容された事例(2024年7月22日名古屋地裁)

参照条文等:地方公務員法29条1項

キーワード:学校給食の調理員 懲戒免職 退職手当の不支給 処分取消

【15】東京拘置所長が、死刑確定者である原告を監視カメラが設置されている居室に漫然と収容し、これを継続したことが違法な公権力の行使に当たり、原告のプライバシー権を侵害し、精神的苦痛を与えたとして国に対する損害賠償請求が認容された事例(2024年10月25日東京地裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項

キーワード:拘置所 死刑確定者 監視カメラ 収容の継続の必要性

(公法)

【16】地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例(2025年9月2日最高裁)

参照条文等:地方公務員法29条1項

キーワード:消防職員 停職処分 裁量権の範囲

【17】地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例(2025年9月2日最高裁)

参照条文等:地方公務員法29条1項

キーワード:消防職員 停職処分 裁量権の範囲

【18】障害児通所支援の事業所運営会社Xが、東京都大田区から通所児童へのXの代表者の行為が心理的虐待及びネグレクトに該当する旨の認定を受けたこと等につき、前提事実の認定を誤り評価が違法であるとして損害賠償を請求したところ棄却された事例(2024年4月18日東京高裁)

参照条文等:障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律2条7項、国家賠償法1条1項

キーワード:障害児通所支援の事業所 虐待の認定 国家賠償請求

(社会法)

【19】Y(日本原子力研究開発機構)に定年まで勤務したXらが思想信条を理由に差別的取扱を受けたとし損害賠償を請求した事案。本判決は、差別的取扱い、同期同学歴の者との給与、退職金の差額を損害と認め、損害賠償に関してYによる時効の援用を認めた原判決を維持(2025年3月25日東京高裁)

参照条文等:労働基準法3条、民法709条、民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)724条前段

キーワード:日本原子力研究開発機構 思想信条 差別的取扱い

【20】原告が補助参加人から不当労働行為を受けたとして救済を申立て、東京都労働委員会が救済

命令を発した。補助参加人は再審査を申立て、処分行政庁は原告の申立てを棄却する命令をし、原告はその取消しを求めて訴えを提起したところ本件命令に違法はないとされた(2024年12月5日東京地裁)

参照条文等:労働組合法7条3号

キーワード:不当労働行為 救済命令 組合から脱退

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一判令和7年9月4日 裁判所HP

令和6年(受)第239号 婚姻費用の合意無効確認請求事件(破棄自判)

(裁判要旨)

夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意(以下、「婚姻費用合意」という。)の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である。

(理由)

婚姻費用の分担の内容は、婚姻費用合意によって、以後、固定されるものではなく、適時に新たな形成があり得るものであるため、婚姻費用分担審判の手續において、婚姻費用合意が有効に成立したか否かが争われるとともに、婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することを求める旨の主張がされた場合、家庭裁判所は、婚姻費用の分担の内容を新たに形成する審判をすることになり、別途民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かが確定されていないからといって、家庭裁判所が婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することが妨げられるわけではない。

また、民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かのみ確認することをあえて認めるとすれば、家庭裁判所がその帰すうを待つことになり、婚姻費用の分担の内容の形成が遅滞することになりかねない。したがって、婚姻費用合意が有効に成立したか否かについて別途確認の訴えをもって争うことを認める必要があるとはいえず、これを認めることが適切であるともいえない。以上によれば、婚姻費用合意が有効に成立したか否かを民事訴訟で確認することが、婚姻費用の分担の内容に係る紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要であるとはいえない。

参照条文等:家事事件手続法154条2項3号

【2】名古屋高判令和5年10月27日 判例時報2627号25頁

令和5年(ネ)第487号 慰謝料請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

本件は、元韓国籍であるXが、ゴルフ場の運営を行う権利能力なき社団Yから、元外国籍を理由に入会を拒否されたことにより、精神的苦痛を被ったとして、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償として330万円(慰謝料300万、弁護士費用30万)の支払を求めた事案である。

本判決は、Y理事会では、外国籍(元外国籍含む)の会員数に上限を設け、空きが出た場合にのみ外国籍の者の入会を認めるという公表されていない申合せがあり、Yがその申合せに従い拒否したことが不法行為に当たるか否かは、憲法14条1項、人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨を踏まえ、私的自治の原則やYの結社の自由と抵触しないよう調整をしながら、社会的に許容し得る限度を超える違法なものといえるか否かを判断するのが相当であるとし、日本で生まれ育ち、日本国籍も取得しているXとの関係では、申合せによって入会を拒否することに合理的な理由があるとはいえず、違

法なものといわざるを得ないとして、77万円(慰謝料70万円、弁護士費用7万円)の限度で請求を認容した。

参考条文等: 憲法14条、人権B規約26条、人種差別撤廃条約1条、民法2条・709条

【3】東京高決令和6年11月21日 判例タイムズ1534号125頁

令和5年(ウ)第2062号 養育費増額審判に対する抗告事件(変更、確定)

相手方(原審申立人)が、抗告人(原審相手方)との間にもうけた未成年者の養育費について、協議離婚時に合意した額(月額2万円)からの増額を求めた事案において、合意後に複数の事情の変更が生じていると認定した上で、上記合意に係る養育費の額が、事情の変更を踏まえて改訂標準算定方式によって試算した養育費の額と大きく異なることから、合意した養育費の額が実情に適合せず相当性を欠くに至っており、合意した養育費の額を変更するのが相当であると判断し、相当な養育費を月額3万2000円としたうえで、養育費の変更の始期については、養育費増額調停を申立てた時よりも後である、各事情の変更がすべて生じた月とするのが相当であると判断された。

参照条文等: 民法880条

【4】東京地判令和5年8月24日 判例時報2627号36頁

令和4年(ワ)第8280号 違約金等請求事件(棄却(確定))

本件は、Y(当時17歳)が、転売目的を秘して、インターネットショップを営むXから転売禁止及び違反した場合の違約金支払条項付きの商品(送料込1万3030円)を購入し、他に転売したとして、XがYに対し、違約金20万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、転売目的を秘したことが詐欺に当たるとして、主的には不法行為に基づく損害賠償として、予備的には不当利得に基づく利得金返還請求として101万3030円及び遅延損害金を求めた事案である。

本判決は、本件商品は、転売禁止商品としたうえで、民法548条の2第1項の定型取引に該当し、Yが転売禁止特約を見落とすことがあっても、売買契約の内容として合意内容となるとし、17歳という年齢、売買自体複雑とは言えず、代金も高額とはいえないこと等から、民法5条2項の取消権を行使することはできないとしたが、本件違約金条項(転売により得られた売上金相当額又は20万円のうち大きい方の額を違約金として支払う。)は、契約までの間に表示されるとはいえ、画面上容易に認識できる状況にないこと、違約金額20万円が購入価額を大きく上回っていること等から民法548条の2第2項に該当し、合意内容とはならないとし、また、Yが当初から転売目的を有していたとの事実を認めるに足りる証拠は見当たらないとして、Xの請求を棄却した。

参照条文等: 民法5条2項・709条・548条の2、消費者契約法10条

【5】東京地判令和6年4月22日 判例時報2627号44頁

令和2年(ワ)第22237号(第1事件)・第22773号(第2事件) 損害賠償請求、業務委託料等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

Xは、Y1との間で、Xが販売する商品について、XがY1に、物流サービス業務を委託することに関する物流業務委託基本契約(本件基本契約、契約期間令和1年8月1日～4年3月31日)を締結し、Y1は、Y3から賃借した倉庫において、Xの商品の入庫、保管、出荷等を行っていたところ、Xは、Y1に対し、令和2年5月以降新たな個別契約を締結しない通知をした上で、Y1が保管するXの全商品をXの新委託先又はXの本社に出荷する指示をしたところ、Y1は、約2か月間、本件指示に応じなかった。Xは、Y1が不当に本件指示を拒否したなどとして、Y1に対しては債務不履行又は共同不法行為に基づき、Y1とグループ会社のY2及びY3に対しては共同不法行為等に基づき、損害賠償を請求し(第1事

件)、Y1はXに対し、本件通知及び指示が本件基本契約の中途解約に当たるとして、本件基本契約が規定する中途解約に係る違約金として、契約残存期間の委託料相当額等の支払を請求した(第2事件)。

本判決は、第1事件について、本件指示は、Y1が保管するXの商品をXの指定する場所に出荷することを内容とする個別契約におけるY1の債務であるとして、本件拒否は、債務不履行及び不法行為に当たるとし、本件拒否がなければ販売することができたと認められる商品に係る販売利益相当額の損害として、Xの請求を160万0019円(うち弁護士費用14万5456円)の限度で認容した。他方、第2事件について、本件基本契約において、契約期間中に個別の取引を行うことを必須のものとしていないこと等を理由として、XがY1との個別の取引を今後行わない意向を示したからといって、本件基本契約自体の解約申し入れには当たらないとして、Y1の請求を棄却した。

参照条文等：民法709条・715条・719条、会社法350条

【6】大阪地判令和6年8月1日 判例時報2625号5頁

令和1年(ワ)第8102号(本訴)、令和4年(ワ)第6774号(反訴) コンテナ超過保管料請求、損害賠償請求事件(本訴一部認容、一部棄却、反訴棄却(控訴))

国際貿易等を目的とする日本の会社Y2がタイのC3に売却した廃プラスチックの入ったコンテナの海上運送に関する紛争で、Y2が、通関業者Y1を通じて中華民国法人Xに廃プラスチックの海上運送を依頼したが、C3がコンテナを引き取らず貨物の注文の事実を否定した。XはY1及びY2に対し、Xとの海上運送契約上の義務又はXの運送約款(本件約款)上の義務の履行としてコンテナ超過保管料を請求した。

本判決は、海上運送契約の当事者はY2であるとし、Y1をその代理人であるとしたが、Y1は本件約款の「荷主」に規定上は含まれ、「荷主」に契約当事者以外の者を含めて責任を負わせる条項は海上運送業界において合理的であり、Y1は本件約款に合意してその責任を引き受けたものとして、Y1及びY2に対する請求を一部認めた。

参照条文等：民法548条の2

【7】東京地判令和7年1月30日 判例時報2625号20頁

令和4年(ワ)第7681号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

XがYに対し、YがXの夫であったAとキス、お互いの性器に触れる、口淫をする等の性交類似行為を行い、その後、性行為を行ったことが不法行為に該当する旨主張し損害賠償請求を行ったところ、Yは性行為前に婚姻関係が破綻していたと反論した。

本判決は、婚姻関係の破綻の原因となった性行為類似行為を行ったYが婚姻関係の破綻の直後に引き続いて行った性行為について婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益の消滅を主張することは信義に反して許されず、婚姻関係破綻後の行為についても、不法行為責任を負うべき特段の事情があるとして請求330万円のうち165万円の限度で認容した。

参照条文等：民法709条

(知的財産)

【8】東京高判令和6年6月19日 判例タイムズ1534号105頁

令和3年(ネ)第4643号 損害賠償請求控訴事件(一部認容、上告受理申立)

Xが制作し販売するバンドスコアを、Y社がXに無断で模倣してバンドスコアを制作しこれをウェブサイトにおいて無料で公開することにより、Xが制作するバンドスコアの販売冊数の減少を招きXの営業

上の利益を侵害したとして、XがY社等に対し、不法行為に基づく損害賠償請求等をした事案。

本判決は、著作権法6条各号所定の著作物に該当しないバンドスコアの利用行為は、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成しないとしたうえで、XスコアとYスコアを比較対照し、誤りの一致、Xスコアに特有の表記の一致、不自然な一致、表記の大部分の一致、Y社が先行公開している楽曲については表記が一致しない部分が多数認められること、小節数を基準にした一致率、Yの代表者によるXスコアの購入及び利用の各事実を認定して、模倣性を認め、民事訴訟法248条の趣旨をふまえて、Xの逸失利益をXの主張額の1割として、Xの請求を約1億7000万円の限度で認容した。

参照条文等：民法709条、著作権法6条

【9】知財高判令和7年8月13日 裁判所HP

令和7年(ウ)第10003号 仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件 不正競争 民事仮処分
(原審：東京地裁令和6年(コ)第30028号)(棄却)

本件は、抗告人が、医薬品に関する特許権(本件特許権)を有する相手方に対し、相手方が厚労省等に対して抗告人が債務者製品の後発医薬品である債権者製品を製造販売する行為は本件特許権を侵害する旨を告知することは、不正競争防止法2条1項21号所定の不正競争に当たるとし、同法3条1項に基づく同告知行為の差止請求権を被保全権利として、同告知行為を差し止める仮処分命令の申立てをした事案である。

原審は、相手方による厚労省等に対する情報提供は、正当な行為として違法性が阻却されるから不正競争に当たるとはいえないとして、抗告人の申立てを却下したため、抗告人がこれを不服として本件抗告をした。

不競法2条1項21号は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」が不正競争に当たる旨規定している。そして、同号にいう「営業上の信用」とは、取引社会における事業者の経済的価値に対する社会的評価であって、当該事業者と取引を行うかの意思決定に影響を与え得るものをいうと解するのが相当である。

厚労省等が、後発医薬品の承認審査に当たり、既承認の先発医薬品と後発医薬品との特許抵触の有無を確認するため、先発医薬品の特許権者等に対して、医薬品特許情報報告票を厚労省等に提出するよう求めるほか、具体的な承認審査の場面において、必要に応じて、先発医薬品の特許権者等に補足説明を求めることは、厚生労働大臣がその権限を適切に行使する前提としての行政処分に先立つ情報収集行為である。そこでは、厚労省等において、後発医薬品の申請者の経済的価値に対する社会的評価を形成することが想定されているとわがわかれ。また、厚生労働大臣は、後発医薬品の承認審査において、先発医薬品の特許権者等からの提供情報だけでなく、諸般の事情を総合考慮し、自らの権限と責任においてその判断をするものである上に、先発医薬品の特許権者等から提供される情報は一般に公開しないとされているのであるから、同情報が市場に伝ばして取引社会における申請者の経済的価値に関する社会的評価が低下するおそれがあるということもできない。

以上によると、先発医薬品の特許権者等が、厚労省等に対し、後発医薬品の製造販売等が特許権を侵害する旨の情報提供をすることは、不競法2条1項21号の「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知」することには当たらないと解するのが相当である。

したがって、相手方の行為は、不競法2条1項21号の不正競争に当たらないから、抗告人が、同法3条1項に基づく差止請求権を有するということもできない、として本件控訴は棄却された。

参照条文等：不正競争防止法2条1項21号・3条1項

【10】知財高判令和7年8月27日 裁判所HP

令和6年(ネ)第10034号 特許権侵害損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする特許権に基づく特許権侵害による損害賠償請求につき、被告製品はいずれも本件各発明の技術的範囲に属しないとして特許権者である控訴人の請求を棄却した原審と異なり、被告Σ形ダンパ5及び6が組み込まれた被告製品による本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の原因は理由があったとした事案。

(1)「一对のプレート」(構成要件D)の語義について

証拠によると、「プレート」とは「金属板」を、「板」とは「金属や石などを薄く平たくしたもの」を、「一对」とは「二個で一組となること」を意味する。そうすると、「一对のプレート」とは、二個で一組となる金属を薄く平たくしたものであると認められる。

(2)被告Σ形ダンパ1～4について

被告Σ形ダンパ1～4は、平行板部及びウェブ部の一端が垂直板部に溶接されており、垂直板部は、耐力パネルを構成する柱にボルトで固定されている。他方、平行板部及びウェブ部の他端は、耐力パネルを構成する鋼管(被告Σ形ダンパ1～3)又は溝形鋼(被告Σ形ダンパ4)に直接溶接されていることが認められる。垂直板部と鋼管又は溝形鋼が、二個で一組となる金属を薄く平たくしたものであるということはできないから、被告Σ形ダンパ1～4は、「一对のプレート」を備えていると認められない。

(3)被告Σ形ダンパ5について

被告Σ形ダンパ5が用いられた耐力パネルにおいて、被告Σ形ダンパ5を構成するウェブ部及び平行板部は二つのデバイス補剛材に挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれデバイス補剛材に直接溶接されているところ、二つのデバイス補剛材は、それぞれ、台形の金属板と、その各辺に溶接された四枚の長方形の金属板により構成され、これら4枚の金属板のうちの一つ(以下「接続プレート」という。)に、ウェブ部及び平行板部が溶接されていることが認められるところ、2枚の接続プレートは、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一对のプレート」に該当すると認められる。

(4)被告Σ形ダンパ6について

被告Σ形ダンパ6が用いられた耐力パネルにおいて、被告Σ形ダンパ6を構成するウェブ部及び平行板部は2枚の補剛材に挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれ補剛材に直接溶接されていることが認められる。上記2枚の補剛材は、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一对のプレート」に該当する。

(5)以上のとおりであるから、被告Σ形ダンパ1～4は構成要件Dを充足しないが、被告Σ形ダンパ5及び6は構成要件Dを充足する。

参照条文等：特許法70条2項

【11】知財高判令和7年9月8日

令和7年(ネ)第10035号 債務不存在確認請求、損害賠償請求反訴控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

控訴人が被控訴人に対する本件各特許権に基づく不法行為による損害賠償請求権等を有しないことの確認を求めた被控訴人の本訴請求を一部認容し、控訴人の反訴請求を棄却した原判決について、原判決は相当であって控訴人による本件控訴には理由がないとして棄却した事案。

本判決は、原告各設備は構成要件2E及び4Fをいずれも充足せず、本件発明2及び4のいずれの技術的範囲にも含まれないから、被控訴人が原告各設備を設置し、使用することは、親出願特許及び第7世代特許に係る各特許権を侵害する行為に当たらないと判断した。

(1)構成要件2Eについて

控訴人は、本件親出願明細書の図11及び技術常識によると、構成要件2Eの「一般車用出入口」には、本件発明2に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口も含まれる旨主張する。

しかし、本件親出願明細書の記載からは、ETCによる料金徴収が不可能であったためにスマートインターチェンジを利用できなかった車両が、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口を利用することが、本件発明2に係る誘導手段による誘導の結果であることを読み取ることはできない。したがって、構成要件2Eの「一般車用出入口」に、本件発明2に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれると解することはできない。

(2)構成要件4Fについて

控訴人は、構成要件4Fについて、構成要件2Eに「に通じる第2のレーン」との文言を追加し、誘導手段が誘導する先である「一般車用出入口」が、当該誘導される車両が直前に進入を試みた有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに設置されているものである必要がないことを確認的に示したものである旨主張する。しかし、本件明細書7の記載は、本件親出願明細書の記載と実質的に異なるところがなく、車両誘導システムが設置されている施設に隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口や、そこへの誘導手段は、何ら記載されていないから、構成要件4Fの「一般車用出入口」に、本件発明4に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれると解することはできない。

参照条文等：特許法70条2項

(民事手続)

【12】最三判令和7年9月9日 裁判所HP

令和5年(受)第2207号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

(裁判要旨)

請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、上記の者は、債権者に対して損害賠償義務を負う。

(理由)

民事執行法22条は、一定の給付請求権の存在と内容を公証する法定の文書である債務名義により強制執行を行うものとしており、強制執行によって債務名義で公証された給付請求権を実現する債権者の利益は法的に保護されるべきものであるところ、強制執行の停止の申立てがされることによって強制執行が遅延し又は不能となって上記利益を侵害するおそれがある。また、強制執行の停止の申立ては、請求異議の訴えとは別個の申立てを要するものであって、当該申立てをするか否かは債務者の選択に委ねられているにすぎない。そうすると、債権者が事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずされた強制執行の停止の申立てにより上記利益を侵害されることを受忍しなければならない理由はないのであって、強制執行の停止の申立てをする者は、上記利益が不当に侵害されないことがないように、異議の事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討する注意義務を負うものというべきである。

参照条文等：民事執行法36条1項・22条

(刑事法)

【13】最三決令和7年8月14日 最高裁HP

令和7年(し)第672号 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消、差戻し)

(事案)

被疑者は、正当な理由がないのに、アパートに居住する女性に対し、同アパートの浴室窓から携帯電話機を浴室内に向けて差し入れ、同人の性的な部位等を撮影しようとしたが、同人に気付かれたためその目的を遂げなかった行為で勾留され、原々審は、検察官の請求により、被疑者と弁護士又は弁護人となろうとする者等以外の者との接見等を禁止する旨の裁判をした。

これに対し、弁護士が本件準抗告を申し立てたところ、原決定は、本件被疑事実の性質、内容、被疑者の供述状況及び供述内容からすれば、被疑者が、罪体や重要な情状事実について、関係者と通謀するなどして罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があり、これを防止するためには、刑訴法39条1項に規定する者以外の者との接見等を禁止する必要があると認められるから、被疑者の母を含めて接見等を禁止した原々裁判の判断は正当であるとして、本件準抗告を棄却した。

(判旨)

本件は、被疑者が被疑事実を否認しているとしても、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれがあるとはいえないから、原審は、原々裁判が不合理でないかどうかを審査するに当たり、被疑者が接見等により実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがあることを基礎付ける具体的事情が一件記録上認められるかどうかを調査する必要があったといえる。

そうすると、そのような事情があることを指摘することなく原々裁判を是認した原決定には、刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、原決定を取り消した上、差し戻すこととする。

参照条文等：刑事訴訟法39条1項

【14】名古屋地判令和6年7月22日 判例タイムズ1534号150頁

令和4年(行ウ)第108号 懲戒免職処分等取消請求事件(認容、確定)

学校給食の調理員Xが、調理場に保存食として冷凍されていた廃棄前の食品を摂取したことを理由に、懲戒免職処分と退職手当等(約1150万円)の全部不支給処分を受けたところ、これらの各処分には裁量権の逸脱、濫用があり違法である旨の主張をして、その取消しを求めた。

本判決は、本件非違行為は、窃取対象の財産的価値事自体は少額で、その数も比較的少量にとどまる等のことから、財産的損害の点から見て相当に軽微であり、一回的行為であることや、保存食の検査等のために本件物品の使用が現実に必要なことがうかがわれないことから、これによる公務遂行の支障や、これに対する市民の信頼の失墜の程度が重大であるとはいえず、それ自体から、業務に具体的な支障が生じたことは認められず、これらのことからすれば、Xによる窃取が懲戒免職処分の対象となる行為である旨の注意喚起を受けていた等の事情を踏まえても、本件非違行為が免職を相当とする程度の非難可能性のある行為と評価することはできないとして、懲戒免職等の処分を取り消した。

参照条文等：地方公務員法29条1項

【15】東京地判令和6年10月25日 判例タイムズ1534号178頁

令和4年(ワ)第22512号 国家賠償請求事件(一部認容、控訴)

東京拘置所長が、死刑確定者である原告について、必要性がないにもかかわらず、原告を監視カメラ

ラが設置されている居室(テレビ室)に漫然と収容しこれを継続したことが違法な公権力の行使に当たるもので、これにより、原告のプライバシー権が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、原告が、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案。

本判決は、刑事施設の被収容者をテレビ室に収容することにつき、刑事施設の長に一定の裁量があることを前提として、原告の具体的な処遇状況を検討の上、原告に対する死刑確定者としての処遇が開始されてから、遅くとも5年が経過した時点では、本件収容の継続の必要性が失われ、東京拘置所長がそれ以降も本件収容を継続したことについては、重要な事実の基礎を欠き、又は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くというべきで、国家賠償法上、違法であると判示し、55万円の限度で原告の請求を一部認容した。

参照条文等：国家賠償法1条1項

(公法)

【16】最三判令和7年9月2日 裁判所HP

令和6年(行ヒ)第214号 懲戒処分取消請求事件(破棄自判、請求を棄却)

地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

被処分者は、消防隊分隊長の地位(小隊長の部下)にあり、非違行為には被処分者が主導したものではないものも含まれていたが、最高裁判所は、採用後間もない消防隊員に対し、熱中症の症状を呈するまで訓練を続けさせたり、体力の限界により倒れたことへ更にペナルティとして訓練を課す等したことが、訓練やトレーニングに係る指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱するものと評価し、懲戒免職処分を裁量の範囲内とした。

参照条文等：地方公務員法29条1項

【17】最三判令和7年9月2日 裁判所HP

令和6年(行ヒ)第241号 懲戒免職処分取消等、懲戒処分取消請求事件(破棄自判、請求を棄却)

地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

被処分者は、消防隊小隊長及び消防本部係長の地位にあったが、採用後間もない消防隊員に対し、熱中症の症状を呈するまで訓練を続けさせたり、体力の限界により倒れたことへ更にペナルティとして訓練を課す等したことが、訓練やトレーニングに係る指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱するものと評価し、多数の職員が被処分者の復帰に反対していることも指摘して、懲戒免職処分は裁量の範囲内とした。

参照条文等：地方公務員法29条1項

【18】東京高判令和6年4月18日 判例タイムズ1534号72頁

令和5年(行コ)第255号 虐待認定違法確認等請求控訴事件(控訴棄却、確定)

障害児通所支援事業を行う事業所の運営会社Xが、東京都大田区から、同事業所に通所していた児童に対するXの代表者の行為が心理的虐待及びネグレクトに該当する旨の認定、並びに、当該行為に関する改善策等の提出による報告の求めを受けたことにつき、前提とする事実を誤り、その評価も不合理なものであって違法であり、大田区から本件虐待認定等及び本件報告の求めを受けたことによりXの事業に多大な損害が生じたなどとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金の支払いを求めるなどした事案。

本判決は、Xによる行為について、心理的虐待にもネグレクトにも該当しないが、Yの担当職員が虐待認定等をした判断がおよそ根拠のない不合理なものであるとまではいえず、Yの担当職員が事実関係を調査し障害者虐待の有無を認定、判断する上で、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と公務を執行したとは認められないから、本件虐待認定等が国家賠償法上違法であるとはいえないとして、Xの請求を棄却した。

参照条文等：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律2条7項、国家賠償法1条1項

(社会法)

【19】東京高判令和7年3月25日 判例時報2625号26頁

令和6年(ネ)第2053号 各損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告受理申立))

昭和44年 50年にY(日本原子力研究開発機構)に採用され定年まで勤務したXら6名が、思想信条を理由に昇級昇格等の差別的取扱いを受けたと主張し、損害賠償を請求した事案。

原判決は、差別的取扱いを認め(争点1)、原告らの損害について、同期同学歴の者に支給された賃金及び退職金の平均値と実際に支給を受けた給与及び退職金との差額を損害と認めたが(争点2)、損害賠償については、提訴前3年以前の事実に基づく損害賠償請求につき時効を援用することは不法行為の悪質性・密行性から信義則違反とされる極めて例外的な場合に本件はあたらないとしてYによる時効の援用を認めた(争点3)。

本判決は、X5について違算を理由に判決を変更したほかは原判決を維持した。

参照条文等：労働基準法3条、民法709条、民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)724条前段

【20】東京地判令和6年12月5日 判例タイムズ1534号144頁

令和5年(行ウ)第322号 労働委員会命令取消請求事件(請求棄却、控訴)

原告が、補助参加人(ジェイアールバス関東株式会社)から不当労働行為を受けたとして、その救済を申立てたところ、東京都労働委員会が不当労働行為の存在を認め、補助参加人に対し、書面の交付及び掲示並びに都労働委員会へ報告すべき旨の救済命令を発したが、補助参加人による再審査の申立てを受けた処分行政庁は、組合から脱退した原告には救済の利益が認められないとして、同救済命令を取り消し、原告の申立てを棄却する命令をしたため、原告が当該命令に不服があるとして、その取消しを求めて訴えを提起した。

本判決は、原告が補助参加人から脱退勧奨を受けたことを認めた上で、原告が自ら組合から脱退した経緯、原告と組合との団結の前提となる活動方針の違い等を具体的に認定し、救済命令によって原告と組合との団結を回復する必要性は失われたとして、本件命令に違法はないとした。

参照条文等：労働組合法7条3号

(紹介済み判例)

東京地判令和6年4月24日 判例タイムズ1534号157頁

令和3年(ワ)第23445号 地位確認等請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))

→法務速報290号21番で紹介済み

大阪高判令和6年5月16日 判例時報2627号93頁

令和5年(ネ)第417号 一部変更(上告・上告受理申立て)

→法務速報291号27番で紹介済み

最判令和6年6月24日 金法2265号88頁

令和4年(受)第1744号 賃料減額等請求事件(破棄差戻)

→法務速報279号2番で紹介済み

最一判令和6年6月27日 判例時報2627号17頁

令和4年(行ヒ)第319号 懲戒処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報279号21番で紹介済み

東京地判令和6年7月18日 判例タイムズ1534号237頁

令和5年(ワ)第70513号 不正競争等に対する損害賠償請求事件(一部認容、確定)

→法務速報287号9番で紹介済み

最一判令和6年10月31日 判例時報2627号66頁

令和5年(受)第906号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

→法務速報283号20番で紹介済み

2. 令和7年(2025年)9月17日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

北村治樹／編著 商事法務 3,080円

一問一答 令和6年民法等改正家族法制の見直し(親権・養育費・親子交流等)★

富田裕 小里佳嵩／編著 第一法規 7,590円

第2版 弁護士・法務担当者のための不動産・建設取引の法律実務 売買、賃貸借、媒介、開発、設計・
監理、建設請負

井川憲太郎 枝吉経 熊坂敏彦／編 新日本法規 4,290円

収益不動産 相続相談対応マニュアル評価・管理・承継・処分

河村浩／著 青林書院 4,290円

法律構成から考える争点整理の実践 論証責任からみた35の失敗例による教訓

松岡史朗／編著 金融財政事情研究会 6,600円

企業オーナー・富裕層の税務・法律相談 事業承継・M&A・訴訟対策・国際相続

済田秀治 沼田知之 田中博幸／編 新日本法規 5,500円

不動産登記の落とし穴 法令・先判例から読み解く実務のポイント

4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

森本英樹 本山恭子／編 原達彦 川島恵美／著 中央経済社 3,520円

ケースでわかる治療と仕事の両立支援実践マニュアル

日本弁護士連合会法科大学院センターローヤリング研究会／著 民事法研究会 3,300円

事実調査・証拠収集の技法と実践 重要スキルの解説と法曹倫理

水谷英夫／著 民事法研究会 4,290円

Q&A退職・解雇・雇止めの法律と実務

今泉義竜／著 旬報社 4,400円

最新テーマ別[実践]労働法実務9 整理解雇の法律実務★

芦原一郎／監修 大田恭生 籠島美花 川地忍 川路泰照 小林育夫／著 中央経済社 3,850円

裁判例分析にみる労務トラブルの争点と対応実務

水谷英夫／著 日本加除出版 3,740円

解決・防止 職場のハラスメント パワハラ セクハラ マタハラ SOGIハラ アカハラ カスハラ 懲戒
処分 使用者責任 労災補償 被害者対応 調査処分 職場復帰支援 他

井上堯子 田中謙／著 東京法令出版 1,430円

覚醒剤Q&A(改訂二版)捜査官のための化学ガイド

5. 発刊書籍<解説>

「一問一答 令和6年民法等改正家族法制の見直し(親権・養育費・親子交流等)」

立案担当者が、離婚に伴う子の養育規程に関する改正について、分かりやすく端的に解説している。改正法の全体像を学ぶのに適した本である。

「最新テーマ別[実践]労働法実務9 整理解雇の法律実務」

労働に関する実務家向けシリーズ全13冊のうちの1冊。本書は整理解雇に焦点を当てて、法律相談から訴訟までの実務対応について解説している。コロナ禍による事例など具体例を挙げて解説しており書式例も充実した実用的な本である。

Copyright (C) 公益財団法人日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。